

高松経済記者クラブへも
同時に資料提供しています。



令和6年7月1日(月)
(公財)かがわ産業支援財団地域共同研究部
小林・磯野 087-869-3440
香川県産業政策課 技術振興・販路開拓G
二川・舟越 087-832-3351 (内 3417・3419)

(有)味源の「CHARANY(チャラニー)」が 機能性表示食品としての届出を完了しました！

有限会社味源(仲多度郡まんのう町)が、難消化性デキストリン(食物繊維)の機能性に着目して開発した「CHARANY(チャラニー)」(スティック状ゼリー)について、同社から消費者庁に機能性表示食品の届出^{※1}が行われ、このたび、下記の内容で届出が完了しました。

機能性表示食品の届出^{※1}にあたっては、香川県産業技術センター^{※2}が栄養成分の分析支援を行いました。

また、財団が設置している「新機能性表示食品開発相談センター」^{※3}が、届出手続き等に対する支援を行いました。

【機能性表示食品の内容】

- 届出日 : 令和6年3月25日
- 届出者名 : 有限会社味源
- 商品名 : 「CHARANY(チャラニー)」
(届出番号 I1405)
- 機能性関与成分 :
難消化性デキストリン(食物繊維)
- 表示しようとする機能性 :
「中性脂肪の上昇を抑える」
「血糖値の上昇を抑える」
- 1日摂取目安量 : 1本(20g)
(難消化性デキストリン(食物繊維)5g含有)
- 製品価格 : 3,480円/セット(税込み)
1セット2箱(1箱15本入り)で販売
- 販売開始 : 令和6年7月1日(月)



<本製品に関する問合せ先>
有限会社 味源(担当:石原)
TEL:0877-75-3103(代)

<補足説明>

※1 機能性表示食品制度

特定保健用食品（トクホ）や栄養機能食品とは異なる機能性表示の制度であり、「機能性表示食品」は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに食品機能性を表示するものとして、食品表示法に基づき消費者庁に届け出られた食品です。この制度は平成27年4月1日から施行され、これまでに全国で8,400件以上の商品の届出が完了されていますが、大手食品企業からの届出が多く、県内企業の届出商品は今回の商品を含めて56件となっています。

※2 香川県産業技術センター

消費者庁への届出に当たっては、科学的根拠に基づいた機能性の評価を行う必要があることから、香川県産業技術センターでは受託研究や依頼分析等を通して、食品の機能性関与成分の定量や評価を行っています。

<支援内容>

商品の栄養成分分析

※3 新機能性表示食品開発相談センター

県内食品企業等の機能性表示食品の取組みを推進するため、平成27年6月に（公財）かがわ産業支援財団地域共同研究部内に設置した相談センターで、相談員2名を配置しています。今回の消費者庁への届出にあたり、（有）味源から業務を受託し、次の取組みを行いました。

<支援内容>

①届出書類の作成

②届出内容に対する消費者庁からの指摘事項（質問事項）への対応